

市民公益活動ポイント制度のあり方について

1 市民公益活動ポイント制度の始まり

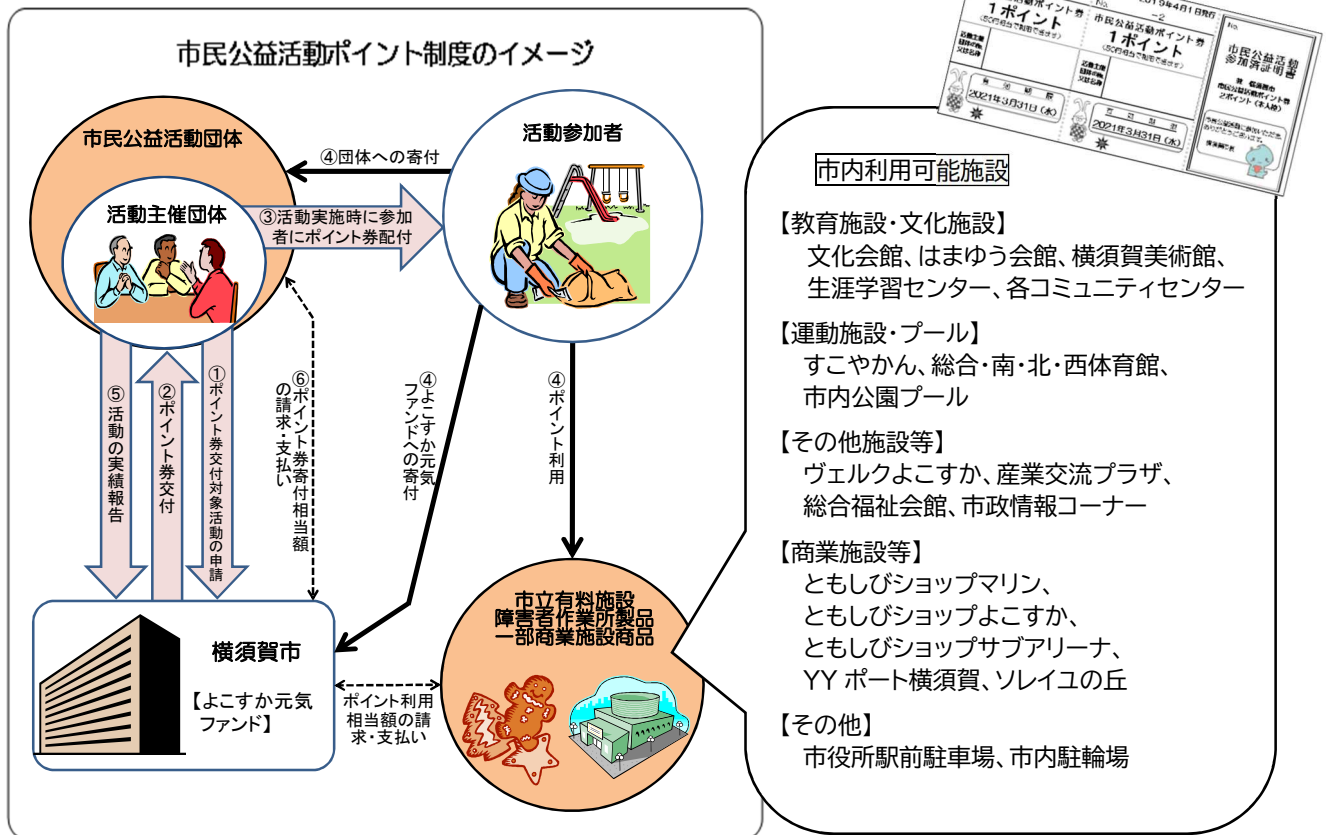
平成 22 年、市民活動の一環としてボランティア活動を促進するため、ボランティア未経験の方々がボランティアを始めるきっかけとして、また、すでにボランティアに従事されている方々がさらに活動の張り合いが持てるよう、ボランティアポイント制度の導入について、横須賀市市民協働審議会に諮問した。その後、調査や検討を重ね、平成 24・25 年に実証実験を実施した。

平成 26 年にはその結果を検証し、本格稼働に向け同審議会へ諮問。平成 26 年 9 月 5 日「市民公益活動ポイント制度について」～本格実施にむけて～答申があり、平成 27 年から制度を実施している。

2 制度の目的と概要

この制度は、市民の方が公益活動を行う「きっかけ」や「励み」となって、一人でも多くの方が生き生きと市民公益活動に参加できるようになることを目的として実施するものである。

公益性のある活動を主催する団体に対しポイント券を交付し、その活動に参加するとポイント券が配布される。ポイント券は市の施設や商業施設で 1 ポイントあたり 50 円として利用することができる。



3 実績

年度ごとの各項目の数値は、資料 1-2 市民公益活動ポイント制度実施状況のとおりである。交付団体は平成 30 年以降、徐々に減少している。

令和 2 年第 2 回 市民協働審議会資料より
(一部更新)

【各年度の交付団体数】

年度	H27	H28	H29	H30	R 1	R 2	R 3
交付団体数	50	53	54	49	42	14	8
新規団体数	50	10	9	3	2	2	0

4 参加団体・参加者からの意見

2 年の実証実験を経て本格稼働した後も、制度に対する意見の掘り起こしとしてアンケートや座談会を実施し、次の通り意見を聴取している。

(1) 活動主催団体に対するアンケート（平成 30 年）

平成 30 年度中に活動主催団体としてポイント券を配布した団体へ、アンケートを実施した。結果からはポイント券が活動の「きっかけ」になっている参加者が一定数いたことがわかった。理由の多くは「団体に寄附される」「ポイント券をもらった参加者が継続して活動してくれる」であった。一方で、今後配布したくないという団体は、参加者の増加につながらないという理由が多数を占めていた。

自由意見としては、回数制限（5 回）の撤廃や、団体の資金源となっているなどがあった。

(2) 座談会の実施（平成 30 年）

平成 30 年度中に活動主催団体としてポイント券を配布した団体を対象に、座談会を実施した。制度に参加して良かった点については、寄附を団体の活動資金として使えること、また、市からポイント券の交付対象活動として認められたことによる意欲の向上などがあった。問題点としては、手続きの煩雑さやポイント券の使い勝手に対する意見があった。

(3) ポイント券裏面アンケート

平成 29 年度～令和元年度発行分の、ポイント券の裏面にアンケート欄を設け、選択式で回答できるようにした。集計結果からは、ポイント制度への参加者は主に市民公益活動を継続的に行っている方が多数を占めることがわかった。

5 課題

制度の目的としては、市民公益活動の裾野の広がりであり、限られた予算のなかでポイント券交付団体の固定化を防ぐため、参加回数の制限を 5 回としている。

アンケートや座談会における団体の声としては、参加回数制限の撤廃があがっているが、補助金のように団体の活動を金銭面で支援するものではなく、参加団体の固定化の懸念があるため難しい。5 回の参加機会のなかでポイント券を上手に活用し、新たな年齢層の取り込みや参加者への周知、活動の理解につなげるなどし

てポイント券が団体の発展に寄与し、団体が制度から卒業した後には新たな団体がまたこの制度に参加する、といった「きっかけ」が広がることが理想であった。配布ポイントの約7割を占める寄附利用やポイント券利用施設が限られていることによる新規活動参加者の伸び悩みに加え、複雑な制度概要や申し込み手続きの煩雑さによる新規活動主催団体数の伸び悩み、また、ポイント券が紙であることに対する管理の負担や利用データの集計の難しさなど、さまざまな課題が生じた。

なかでも特に難しかったのは、広報である。市で可能な広報の手段はつくしたが、「制度の目的について理解を得る」という点については大きな課題であった。

6 今後のあり方

(1) 市民公益活動ポイント制度の今後

制度開始当初より、「概ね5年程度を一区切りとして」見直しを想定することとしていた。これに伴い、市では前出のアンケートや座談会を行い、結果を審議会に報告している。また、令和元年度・令和2年度ではそれを踏まえた議論を重ねた。

令和2年度第3回の市民協働審議会（令和3年3月）では、一定の成果は認められ制度の役割を果たしたが、諸課題に加え団体を取り巻く環境の変化があり、これについて柔軟な対応をするため、廃止が適当という助言があった。

(2) 運用のスケジュール

助言により、廃止を想定した場合のスケジュール案は以下のとおり。

ポイント券の発行については令和3年度を最後とし、令和4年度はポイント券の利用に対する還元事務処理のみとなる。各年度ごとに登録が必要となる寄附受領団体登録の扱いについては、令和3年度の第3期募集の際に令和4年度末まで登録期間を延長して募集をするか（※1）、令和4年度に年間を通し（3期に分けず）募集する方法（※2）が考えられる。

【スケジュール案】

令和3年度	1期	2期	3期	備考
ポイント券交付申請	募集			通常通り申請受付
寄附受領団体登録		募集		※寄附受領登録について
ポイント券の利用 (施設・店舗)				・令和2年発行ポイント券 ・令和3年発行ポイント券
ポイント券還元手続き (寄附換金等)				・令和2年発行ポイント券 ・令和3年発行ポイント券
ポイント券の利用期限等 について周知				方向性の決定後、周知開始

令和4年度	1期	2期	3期	備考
ポイント券交付申請				ポイント券の発行なし
寄附受領団体登録	募集※2			※寄附受領登録について
ポイント券の利用 (施設・店舗)				・令和3年発行ポイント券
ポイント券還元手続き (寄付換金等)				・令和3年発行ポイント券
ポイント券の利用期限等 について周知				

(3) 市民公益活動を下支えする今後の方法

公益活動は、行政からの財政的支援がなくなると活動そのものが継続できなくなってしまうのではなく、市民や団体が主体となって活動者層を広げられるよう、市が持続的な支援が行える仕組みが理想的である。啓発や体験機会の提供による活動の担い手の育成や、団体における効果的な広報の方法など、さまざまな下支えの方法を検討していく。

